

政令第

号

連絡調整事務局臨時設置法施行令の一部
を改正する政令案

内閣は、国家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置
に関する法律（昭和二十三年法律第三十号）附則第二項の規定に
基き、ここに連絡調整事務局臨時設置法施行令の一部を改正する
政令を制定する。

連絡調整事務局臨時設置法施行令（昭和二十三年政令第二十二
号）の一部を次のように改正する。

「総理廳事務官

第二条中

専任十二人 一級

専任百四十六人 二級

専任百四十六人 三級

に改める。

「総理廳事務官

専任十二人 一級

専任百五十二人 二級

専任百六十八人 三級

うち一人を一級とすること
ができる。

うち三人を一級とすること
ができる。

この政令は公布の日からこれを施行する。

附 則

125

裏面白紙

理 由 書

嘱託制度の廃止に關する政令（昭和二十三年政令第五十六号）
第四條の規定に基く、連絡調整事務局所管臨時職員の官吏への切
り替えに伴う定員増加のため連絡調整事務局臨時設置法施行令の
一部を改正する政令を制定する必要があるからである。

裏面白紙